

都市公園におけるボール遊び等の 規制実態と緩和の可能性



緑地計画学 中辻魁人

研究の背景および目的

研究の背景

- 都市公園は原則自由に利用することができる空間であり、様々な利用を通じて多面的な機能を発揮することが期待されている。
- 近年では過度な行為規制が問題となっており、公園利用を窮屈にしている。



研究の目的

都市公園におけるボール遊び、花火、犬の散歩（以下、3行為）を取り上げ、その規制実態および緩和に向けた取組みを捉え、3行為の規制緩和の可能性を探る。



都市公園における3行為の規制実態：調査方法

行為規制（対象：大阪府下43市町村）

都市公園条例で 規定される禁止行為

- **調査対象**
都市公園条例を制定している41市町
- **調査内容**
「行為の禁止」または「禁止行為」
として規定される行為

公園利用のルール・マナー

- **調査対象**
各市町村のホームページ
- **調査内容**
公園利用のルール・マナー
として記載される行為

3行為のルール・マナーに関する 市民と行政のやりとり

- **調査対象**
各市町村のホームページ
- **調査内容**
3行為に関するQ&Aなどのやりとり

都市公園における3行為の規制実態

都市公園条例で規定される禁止行為

	1 大阪市	2 堺市	3 堺市	4 東大阪市	5 豊中市	6 枚方市	7 吹田市	8 高槻市	9 茨木市	10 八尾市	11 寝屋川市	12 岸和田市	13 和泉市	14 守口市	15 箕面市	16 門真市	17 大東市	31 松原市	40 岬町	41 太子町	田尻町	計
① 公園を損傷し、又は汚損すること	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41
② 竹木を伐採し、又は植物を採取すること	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41
③ 土石、竹木等の物件を堆積すること	●						●		●			●										5
④ 土石の採取その他土地の形質を変更すること	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41
⑤ 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること		●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	39
⑥ 指定された場所以外で鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること	●																					1
⑦ 火気を使用すること			●	●	●	●	●								●		●		●		●	19
⑧ 指定された場所以外で火気を使用すること	●	●						●	●			●	●							●		8
⑨ 立入禁止区域に立ち入ること	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41
⑩ 指定された場所以外へ車両を乗り入れること	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41
⑪ 公衆への危害または迷惑となる行為をすること	●	●	●				●					●	●			●			●	●		10
⑫ 公園をその用途以外に使用すること			●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		34
⑬ 貼り紙、貼り札その他の広告を表示すること			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	34
⑭ 営業行為をすること										●					●				●			3
⑮ 居住すること												●					●					2
⑯ 長時間にわたり公園の全部又は一部を占拠すること																●						1
⑰ 工作物を設置すること			●																			1
⑱ ごみ、その他の汚物を捨てること												●								●	●	5
⑲ 危害を及ぼす恐れのある犬その他の獣類を立ち入らせること															●		●					2
⑳ 指定された場所以外で野球、ゴルフその他危険な球技をすること															●		●					2
㉑ その他、利用および管理に支障のある行為をすること	●	●	●	●			●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	31

都市公園における 3 行為の規制実態

公園利用ルール・マナーから捉えた３行為に関する禁止事項

[illegible]

都市公園における 3 行為の規制実態

公園利用ルール・マナーから捉えた 3 行為に関する禁止事項

		大阪市	堺市	東大阪市	枚方市	高槻市	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	和泉市	門真市	大東市	松原市	羽曳野市	河内長野市	池田市	泉佐野市	摂津市	柏原市	藤井寺市	熊取町	忠岡町	河南町	計
花火	花火			●		●		●		●		●	●				●			●	●	●		●	11
	危険な花火(ロケット花火・打ち上げ花火)				●				●							●	●								4
犬等 ペット	犬の散歩																				●				1
	犬等ペットの散歩でリードを放すこと	●		●	●	●		●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	18
	犬等ペットのフンの放置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	13
花火に関する市民と行政のやりとり																									1

豊中市：よくある質問

市民	公園で花火やバーベキューをしてもよいですか
行政	【花火】 市が管理する公園での<u>打ち上げ花火や爆竹などは禁止しています。</u> ただし、近隣に迷惑がかからない手持ち花火で消火準備（バケツ）や大人の同伴、ゴミの持ち帰りなどを条件に、<u>手持ち花火については了承しています。</u>

		大阪府	堺市	東大阪市	枚方市	高槻市	茨木市	八尾市	寝屋川市	岸和田市	和泉市	門真市	大東市	松原市	羽曳野市	池田市	河内長野市	泉佐野市	摂津市	柏原市	藤井寺市	熊取町	忠岡町	河南町	計	
ボール遊び	公衆に迷惑や危険となるボール遊び(球技)		●	●	●	●	●	●	●					●		●	●				●	●				12
	ゴルフの練習		●			●	●	●		●						●	●		●						●	9
	野球				●		●		●												●	●			●	6
	サッカー			●		●		●													●	●				5
	ボール蹴り・バット打ち									●																1
	指定場所以外での公衆に迷惑や危険となるボール遊び(球技)												●										●			2

都市公園における 3 行為の規制実態

公園利用ルール・マナーから捉えた 3 行為に関する禁止事項

ボール遊びに関する市民と行政のやりとり

四条畷市：公園利用に関するよくあるご質問

市民 公園でボール遊びはしていいのですか

行政 公園内では、他の人に怪我をさせる可能性のある危険な行為を禁止しています。
ボール遊びについては、ボールの制御が容易で比較的やわらかいボールを使用して遊ぶボール遊びなら、他の利用者と譲り合いながら利用できるという観点から自由利用と判断しており、自己責任の範疇で可能と考えています。

堺市：よくある質問

市民 公園で野球、ソフトボールやサッカーの練習をしていいですか

行政 公園では、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れのある行為は禁止です。
親子でやわらかいボールを使っの遊び等は、譲り合いながらご利用ください。
なお、バットを使用したりやシュート練習の本格的な競技をする等の場合は、専用施設をご利用ください。

3 行為の規制緩和に向けた取組み実態：調査方法

調査対象

文献およびWeb調査によって大阪府下の都市公園における 3 行為の規制緩和に向けた取組みが確認できた 7 事例

調査方法

ヒアリング調査

期間：2021年11月～12月

対象：行政および地域団体

方式：直接面談方式またはメール

設問項目

取組み年、背景、きっかけ、目的、関わっている主体、取組み内容、効果・課題、今後の方針

解析

各事例を

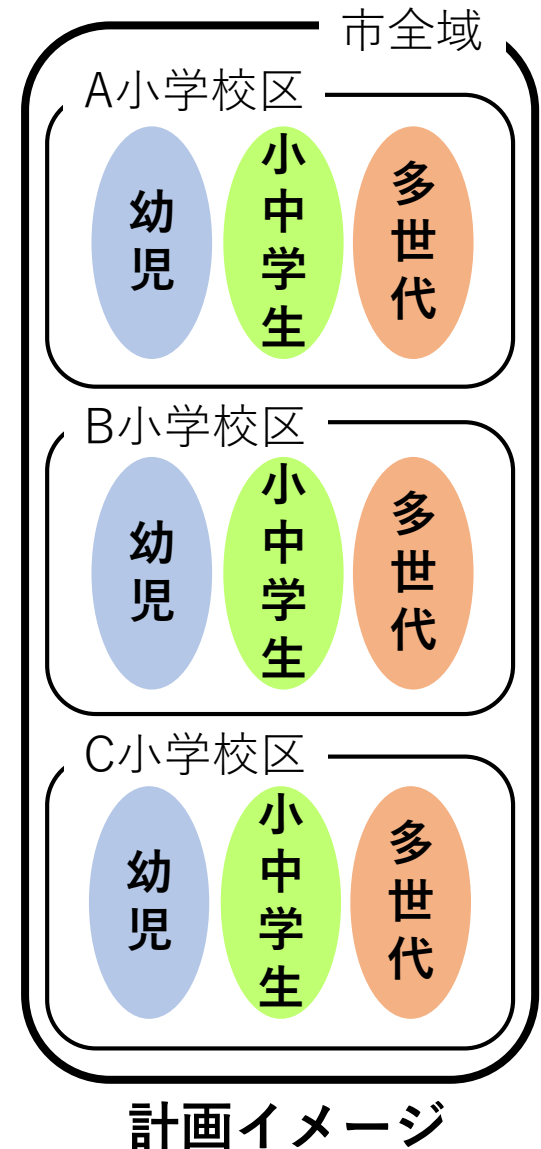
- ・「マスタープラン型」
- ・「新規整備型」
- ・「既存活用型」

に分類し、3 行為を可能にした要因を解析した。

型	調査対象事例
マスタープラン型	箕面市公園再生計画（箕面市）
新規整備型	曙川公園（八尾市）
既存活用型	新光風台しらかば公園など 3 公園（豊能町）
	楠の里公園（大東市）
	山本町北第 2 公園（八尾市）
	江野公園など 3 公園（大阪市 旭区）
	南方公園など13公園（大阪市 東淀川区）

マスタープラン型

取組み	箕面市公園再生計画（箕面市）		
対象行為	ボール遊び	花火	犬の散歩
	●		
背景	遊具等、施設の画一化により公園の特徴が希薄になっている。		
きっかけ	背景を受けて、行政が計画を策定した。		
目的	- 公園を活性化させること。 - 利用目的に応じた公園環境づくり。		
関わっている主体	行政（策定主体）		
取組み内容	世代を軸に3タイプを設定し、市全域の各小学校区に3タイプの公園が全て含まれるように計画している。 「幼児も安心して遊べる公園」 「小中学生の体力向上にも役立つ公園」 （遊具が充実した公園や球技が楽しめる広場がある公園） 「多世代が交流できる公園」		

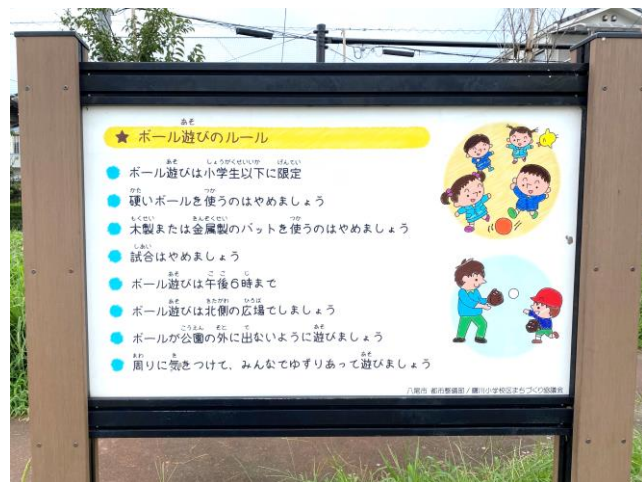


新規整備型

取組み 公園	曙川公園（八尾市）		
対象行為	ボール遊び	花火	犬の散歩
	●	●	●
背景	・ 八尾市は公園でのボール遊びと花火は一律で禁止している。 ・ 犬の散歩はリードの着用を条件に許容している。		
きっかけ	新規整備される際に行政が地域住民らに声をかけ、公園づくりのワークショップを行った。		
目的	・ 公園の計画に地域の意見やアイデアを反映すること。 ・ 公園の愛着と地域力を育てること。		
関わっている主体	・ 地域団体（まちづくり協議会、子育てサークルなど） ・ 保育園、小学校 など地域住民		
取組み 内容	公園の3行為のルールについて話し合い、合意形成がなされ独自のルールが形成された。 合意形成されたルールは看板として公園内に表示された。		



花火と犬の散歩のルール看板



ボール遊びのルール看板

新規整備型

★ 花火のルール

- 花火は夏休み期間中の午後8時まで
- 花火はグラウンドの中央付近でしましょう
- 花火をするときは必ず大人が付き添いましょう
- 手持ち花火で楽しみましょう

★ ペットのルール

- 必ずリードをつけましょう
- グラウンド及び遊具広場には入らないようにしましょう
- ブラッシングはやめましょう
- フンは飼い主が持ち帰って始末しましょう

★ ボール遊びのルール

- ボール遊びは小学生以下に限定
- 硬いボールを使うのはやめましょう
- 木製または金属製のバットを使うのはやめましょう
- 試合はやめましょう
- ボール遊びは午後6時まで
- ボール遊びは北側の広場でしましょう
- ボールが公園の外に出ないように遊びましょう
- 周りに気を付けて、みんなでゆずりあって遊びましょう

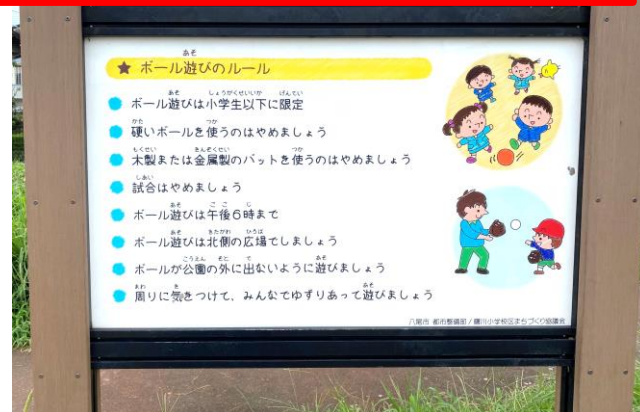
関わって
いる主体

・ 保育園、小学校
など地域住民

取組み
内容

公園の3行為のルールについて話し合い、合意形成がなされ
独自のルールが形成された。

合意形成されたルールは看板として公園内に表示された。



ボール遊びのルール看板

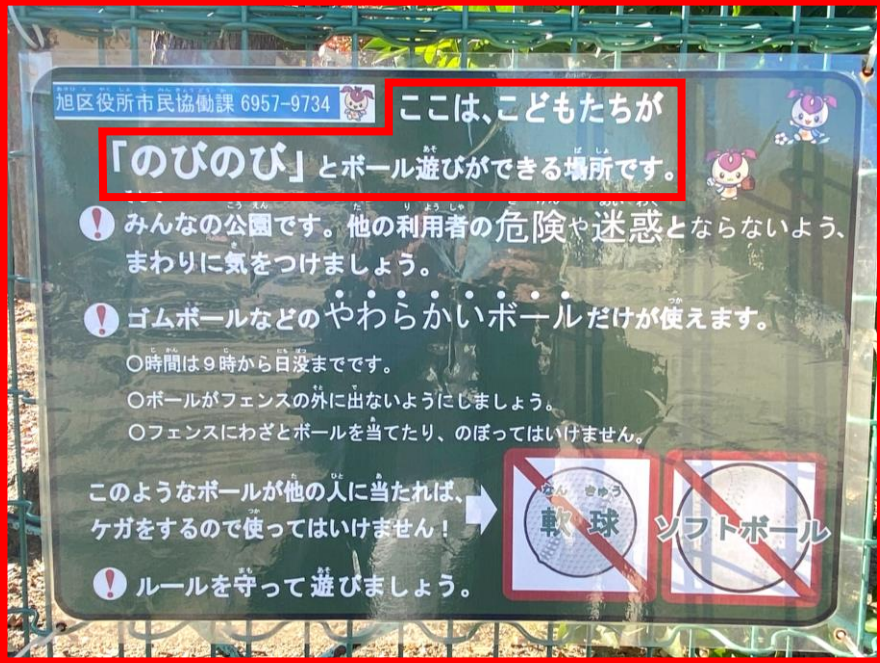
既存活用型

取組み 公園	山本町北第2公園 (八尾市)			新光風台しらかば公園 など3公園（豊能町）			南方公園など13公園 (大阪市 東淀川区)			江野公園など3公園 (大阪市 旭区)		
対象行為	ボール	花火	犬の散歩	ボール	花火	犬の散歩	ボール	花火	犬の散歩	ボール	花火	犬の散歩
	●			●			●			●		
背景	八尾市は公園でのボール遊びを一律で禁止している。			明確なボール遊びのルールがなかった。			大阪市は公園でのボール遊びを原則禁止していた。			大阪市は公園でのボール遊びを原則禁止していた。		
きっかけ	地域からの要望があった。			行政が「キャッチボールのできる公園づくりモデル事業」に応募した。			地域および市議会議員からの要望があった。			行政のアンケートにより子どものボール遊びに多くの肯定的な確認できた。		
目的	ボール遊びができる公園にすること。			・ボール遊びのルールづくり。 ・利用者の理解を深めること。			ルールを学ばせながら推進していくこと。			子育て世代の定住促進すること。		
関わっている主体	・地域団体 ・公園に隣接する居住者 ・小学校			・行政 ・日本公園緑地協会 ・イベント参加者（子ども） ・プロ野球OB			・行政 ・小学校 ・近隣住民 ・地域団体			・行政 ・地域団体		
取組み内容	公園に隣接する居住者を含む地域住民でルールについて話し合い、合意形成した。 + ルール看板の設置。			キャッチボールのイベントを開催した。 + ルール看板の設置。			試行的なボール遊びの実証実験を実施した。			グラウンドを囲むフェンスを設置した。 + ルール看板の設置。		

既存活用型

取組み公園	山本町北第2公園 (八尾市)			新光風台しらかば公園 など3公園 (豊能町)			南方公園など13公園 (大阪市 東淀川区)	江野公園など3公園 (大阪市 旭区)
対象行為	ボール	花火	犬の散歩	ボール	花火	犬の散歩		
	●			●				
背景	八尾市は公園でのボール遊びを一律で禁止している。			明確なボール遊びのルールがなかった。				
きっかけ	地域からの要望があった。			行政が「キャッチボールのできる公園づくりモデル事業」に公募した。				
目的	ボール遊びができる公園にすること。			・ ボール遊びのルールづくり。 ・ 利用者の理解を深めること。				
関わっている主体	・ 地域団体 ・ 公園に隣接する居住者 ・ 小学校			・ 行政 ・ 日本公園緑地協会 ・ イベント参加者 (子ども) ・ プロ野球OB			・ 近隣住民 ・ 地域団体	・ 地域団体
取組み内容	<u>公園に隣接する居住者を含む地域住民でルールについて話し合い、合意形成した。</u>			<u>キャッチボールのイベントを開催した。</u>			<u>試行的なボール遊びの実証実験を実施した。</u>	
	+ ルール看板の設置。			+ ルール看板の設置。			+ ルール看板の設置。	

既存活用型

取組み 公園	山本町北第2公園 (八尾市)	新光風台しらかば公園 など3公園 (豊能町)	南方公園など13公園 (大阪市 東淀川区)	江野公園など3公園 (大阪市 旭区)
対 象				
き				
関 連 する 主 体	・ 小学校	・ イベント参加者 (子ども) ・ プロ野球OB	・ 近隣住民 ・ 地域団体	・ 地域団体
取組み 内容	公園に隣接する居住者を含む 地域住民でルールについて話 し合い、合意形成した。 + ルール看板の設置。	キャッチボールのイベントを開 催した。 + ルール看板の設置。	試行的なボール遊びの実証実 験を実施した。	グラウンドを囲むフェンスを 設置した。 + ルール看板の設置。

まとめ 都市公園における３行為の規制緩和の可能性

３行為（ボール遊び・花火・犬の散歩）の規制実態

都市公園条例では行為全般を禁止しておらず、市民への呼びかけの中でルールやマナーとしてより具体的に規制され、行為そのものが全面的に禁止されることもあるが、ルールの決め方や取組み次第では十分可能な行為である。

まとめ 都市公園における3行為の規制緩和の可能性

規制緩和の取組みに向けて

きっかけ

地域からの要望に対し行政が応答して、ルールづくりのきっかけをつくる
ことが重要

地域の理解

地域住民だけでなく関係する主体がルールについて話し合い、3行為に対する地域の理解を深めながら合意形成を図ることが必要

利用者の理解

そのプロセスではイベントや試行的な実証実験を通じて、利用者に望ましい利用方法について学んでもらうことも求められる

利用場所の区分と各行為ができる場所の明示

利用場所を公園ごと・公園内で区分し、用途が異なる利用者のすみわけを行うことや、各行為ができる場所の明示により理解してもらうことも有効

参画する主体

決して行政のみで実現できるものではなく、地域の団体をはじめ公園に隣接する居住者や教育機関などと連携し、地域が一体となってそれぞれの地域に適したルールを考えていくことが大切